

令和5年10月26日提出

有資格業者の指名停止を行いました

標記について、次のとおりお知らせします。

日時	令和5年10月26日(木) ~ 令和5年11月25日(土)						
場所	—						
内容	<p>諫早市は有資格業者を下記のとおり指名停止としました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1"><tr><td>指名停止業者</td><td>松尾建設株式会社 代表取締役社長 松尾 哲吾 佐賀県佐賀市多布施1丁目4番27号</td></tr><tr><td>指名停止期間</td><td>1か月</td></tr><tr><td>指名停止の理由</td><td>松尾建設(株)長崎支店が受注し平成30年7月に竣工した本市発注の諫早駅東地区再開発ビル I 棟(1工区)内において、松尾建設(株)現場担当者が、下請業者に対し具体的施工方法には言及せずに施工を依頼し、令和5年8月8日に天井材を落下させたことによる措置。 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第1第2号(過失による粗雑工事等)」該当</td></tr></table>	指名停止業者	松尾建設株式会社 代表取締役社長 松尾 哲吾 佐賀県佐賀市多布施1丁目4番27号	指名停止期間	1か月	指名停止の理由	松尾建設(株)長崎支店が受注し平成30年7月に竣工した本市発注の諫早駅東地区再開発ビル I 棟(1工区)内において、松尾建設(株)現場担当者が、下請業者に対し具体的施工方法には言及せずに施工を依頼し、令和5年8月8日に天井材を落下させたことによる措置。 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第1第2号(過失による粗雑工事等)」該当
指名停止業者	松尾建設株式会社 代表取締役社長 松尾 哲吾 佐賀県佐賀市多布施1丁目4番27号						
指名停止期間	1か月						
指名停止の理由	松尾建設(株)長崎支店が受注し平成30年7月に竣工した本市発注の諫早駅東地区再開発ビル I 棟(1工区)内において、松尾建設(株)現場担当者が、下請業者に対し具体的施工方法には言及せずに施工を依頼し、令和5年8月8日に天井材を落下させたことによる措置。 諫早市入札参加資格者指名停止措置要領 第1「別表第1第2号(過失による粗雑工事等)」該当						
問い合わせ先	諫早市 企画財務部 契約管財課 担当:今泉、西山 電話番号:0957-22-1500(内線3683) E-mail:keiyaku@city.isahaya.nagasaki.jp						
担当課	同上						
備考 (記事解禁日等)							